

ひとり親家庭のしおり

1 児童扶養手当

ー 2 1 1 5 又は福島県会津保健福祉事務所
課 2 9 — 5 2 7 8

父又は母と生計を同じくしていない児童（満18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は満20歳未満で障がいのある児童）を監護する母又は父、母又は父に代わって児童を養育する者に対して支給されます。

→問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel. 6 2
ー 2 1 1 5

2 ひとり親家庭医療費助成事業

満18歳未満の児童がいるひとり親家庭及び父母のいない児童のために医療費を助成する制度です。ひとり親又は児童が支払った医療費が月額1,000円を超えた場合に1,000円を差し引いた金額を申請により助成します。

→問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel. 6 2
ー 2 1 1 5

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。「母子・父子自立支援員」が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類は、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。

→問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel. 6 2
ー 2 1 1 5

4 福島県母子家庭等就業・自立支援センター

7 放課後児童クラブ

⇒問い合わせ先は、福島県こども未来局児童家庭課 Tel. 0 2 4 — 5 2 1 — 7 1 7 6

小学生の下校後、保護者の就労等による留守のため、適切な保護が受けられない児童を対象に開設しています。ひとり親家庭医療費の受給者の方は負担金月額2,000円の半額を減免します。
⇒問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel. 6 2
ー 2 1 1 5

8 ひとり親世帯除雪支援事業

ひとり親世帯（現に児童扶養手当を受給している世帯）に除雪支援事業を行い、精神的・経済的な負担の軽減を図り、自立した生活の継続を支援します。事前の申請が必要で、玄関からの通路を確保し、経費の一割を負担いただきます。
⇒問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel. 6 2
ー 2 1 1 5

9 児童手当

申請をした月の翌月から満15歳到達後最初の3月31日まで、2月6月10月に支給され、3歳未満は月額1,500円、6歳未満は月額1,000円、小学生修了前の第1・2子は1,000円、第3子以降は1,500円、中学生は月額1,000円です。

ひとり親家庭のしおり

⇒問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel 6 2
- 2 1 1 5

10 保育所・幼稚園・こども園

市町村民税の課税状況等が一定の基準に該当する場合、ひとり親家庭の保育料の全部又は一部が免除されます。

⇒問い合わせ先は、猪苗代町こども課 Tel 6 6 - 2 1 2 7

11 母子世帯向け町営住宅

町内に住所を有する母子家庭で、現に住宅に困窮していることが明らかでない、町税の滞納がないことが入居資格となります。空き室がなければ入居をお待ちいただきます。

⇒問い合わせ先は、猪苗代町建設課 Tel 6 2 - 2 1 1 8

12 福島県奨学生

能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる高校生・大学生等に奨学資金が貸与されます。奨学生は、応募者の中から書類選考のうえ決定されます。

⇒問い合わせ先は、福島県教育庁高校教育課 Tel 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 5

13 高等学校就学支援金制度

高等学校の授業料の支援として「高等学校等就学支援金」が支給されます。(市町村民税所得割額3 0 万 4 , 2 0 0 円未満の世帯)
就学支援金を受け取るには、学校(学校設置者)に申請書と保護者の課税証明書を提出することが必要です。就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当されます。学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人(保護者)が支払う必要があります。
⇒問い合わせ先は、在学する高校

14 高校生等奨学給付金制度

授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯(市町村民税所得割が非課税)に奨学のための給付金が支給されます。平成2 6 年度以降に高校等(公立高校・私立高校、専修学校高等課程・高専)に入学した生徒のいる世帯が対象です。

⇒問い合わせ先は、在学する高校

15 JR通勤(鉄道)定期の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、通勤定期乗車券の割引(3割)購入制度があります。
⇒問い合わせ先は、猪苗代町保健福祉課 Tel 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 5

16 福島県保健福祉事務所

保健福祉事務所では、次のような相談を受け付けています。
・母子家庭等のみなさんからの子育てに関するごと、仕事に関することなど生活上の相談
・児童の非行、不登校、障がいに関することなど、家庭や児童の養育に関する様々な相談
⇒福島県会津保健福祉事務所 Tel 2 9 - 5 2 7 8

17 福島県児童相談所

次のような相談を受け付けています。
・育児のお悩み、子どもの養育、虐待かなと思つたとき、子どもの非行、性格や行動のこと、子どもの発達のこと、障がいについて、不登校やいじめについて、など
⇒福島県会津児童相談所 Tel 2 3 - 1 4 0 0
○子ども家庭テレfon相談
⇒Tel 0 2 4 - 5 3 6 - 4 1 5 2 相談時間は午前9時から午後8時(土曜・日曜も同じ)
○子ども家庭メール相談(※携帯電話からのご利用はできません。)
専用ホームページアドレス
<http://www.pref.fukushima.jp/kosodatesodan/>